

労働者福祉資金融資制度のご案内

中小企業にお勤めの方、育児・介護休業者や離職者の生活の安定のため融資制度です。
[千葉県]と[ろうきん]による提携制度で安心してご利用いただけます。

	中小企業労働者生活安定資金	育児・介護休業者生活安定資金	離職者生活安定資金
お申込み できる方	1. 中小企業にお勤めの方。 2. 1年以上同一の事業者に雇用されていて、年間所得が150万円以上の方。 3. 県内の同一住所に1年以上居住し、世帯の生計を維持している方。	1. 中小企業にお勤めの方。 2. 1年以上同一の事業者に雇用されていて、年間の所得が150万円以上の方。 3. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）に基づく育児休業・介護休業中の方。 4. 県内の同一住所に1年以上居住している方。	1. 会社の都合又は自己の都合により離職している方。 2. 離職時に雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条に規定する失業給付を受けることができる資格を有する方で、現にその申請を行った方。 3. 労働の意思および能力を有し、現に求職活動を行っている方で離職後18ヶ月以内の方。 4. 県内に1年以上居住し、世帯の生計を維持していた方。
資金使途	療養費または分娩費・冠婚葬祭費・教育費・災害または事故による損失に充てる費用・住宅の補修費・その他知事が必要と認める生活に伴う臨時の出費に要する費用。	育児・介護休業期間中の生活資金。（育児・介護休業による賃金の減少により生活上必要とする資金）	融資対象者およびその扶養家族が必要とする生活安定資金。 一般：基本的な生活を維持するために日常的に必要な資金 特別：中小企業労働者生活安定資金と同じ
融資額	最高100万円	最高50万円 （育児・介護休業の期間3か月以下の場合） 最高100万円 （育児・介護休業の期間3か月超の場合）	最高30万円（一般資金） 最高20万円（特別資金） ＊限度額は一般と特別併せて最高50万円
金利 （固定金利）	年1.7% （別途保証料0.7%要）	年1.0% （別途保証料0.7%要）	年1.2% （別途保証料0.7%要）
返済期間	最長5年	最長5年 （育児・介護休業期間中は据え置き、その据え置き期間を含む）	最長3年 （3か月の据え置き期間を含む）
返済方法	元利均等月賦または月賦・半年賦併用返済	元利均等月賦または月賦・半年賦併用返済	元利均等月賦返済
担保	不要	不要	不要
保証	日本労信協の保証。（別途0.7%の保証料が必要・上記融資金利に上乗せとなります。）連帯保証人不要。		

融資条件・申込方法など詳しくは、千葉県内の＜中央ろうきん＞各支店へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

千葉県商工労働部雇用労働課

電話：043-223-2743 FAX：043-221-1180 E-Mail：koyou3@mz.pref.chiba.lg.jp